

令和4年度 小・中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

新入学にかかる学用品費（就学援助費）支給のお知らせ

木島平村教育委員会

木島平村教育委員会では、経済的理由等で学用品費や給食費など、児童生徒の就学に必要な経費の負担が困難なご家庭の保護者を対象に「就学援助制度」として、就学にかかる費用の一部を援助しています。

そのうち、来年度小・中学校に入学予定のお子様がいるご家庭には、新入学準備に必要な費用（新入学児童生徒学用品費）を、入学される前年度の3月に支給します。

入学前に上記の援助を希望される方は、受付期間中に申請手続きをしてください。

なお、今回申請されない方でも、入学後に申請し認定になった場合は、新入学児童生徒学用品費は支給されます。（支給時期は7月中旬です）

新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けることができる方

- （1） 木島平村に居住し、令和4年3月31日以前に村外へ転出する予定のない方
- （2） お子様が令和4年4月に小・中学校に入学予定の方
- （3） 次のいずれかに該当する方
 - ・ 生活保護を受けている方
 - ・ 生活保護は受けていないが、次のいずれかに該当する方
 - ① 児童扶養手当の全部支給を受けている方
 - ② 村民税や固定資産税等が非課税または減免を受けている方
 - ③ その他、経済的に生活が困難な方

【注】収入による制限（世帯の前年総所得金額が基準額以下）があります。ただし、離職等により収入が減少する場合には、その旨を申請書にご記入ください。

申請手続きについて

- 申請書類（在籍する学校及び教育委員会事務局子育て支援課で配布します。木島平村公式ホームページからでもダウンロードできます。）

- ・ 就学援助費交付申請書 1部
- ・ 要保護及び準要保護児童生徒認定に伴う調査票 1部

※家庭の状況は、詳しく記入してください。

- 申請方法

教育委員会事務局子育て支援課まで持参又は下記へ郵送してください。

〒389-2392 木島平村大字往郷 914-6

木島平村教育委員会子育て支援課 担当 武田 宛

- 支給額 小学校 51,060円 中学校 60,000円
- 支給時期 令和4年3月下旬
- 支給方法 申請書に記載の口座に直接振り込みます。
- 受付期限 令和4年2月7日（月）

認定結果のお知らせ

2月下旬から3月上旬までに、小学校入学予定者は郵送により、中学校に入学予定者は在籍する小学校を通じて、認定結果をお知らせします。

留意点 ※ 必ずお読みください ※

- ・入学前支給を受けた方で、入学後も就学援助を希望される場合は、別途申請が必要です。
令和3年中の所得に基づいて、改めて認定審査を行うために、入学前と入学後で認定結果が異なる場合があります。
- ・入学前支給後、令和4年3月31日以前に村外に転出された場合は、支給額を全額返金いただく必要があります。

その他の就学援助項目について

- ・新入学児童生徒学用品費以外の就学援助費の申請は、4月以降に受け付けます。
入学後に学校から配布されるお知らせをご確認の上、申請手続きをしてください。
- ・新入学児童生徒学用品費以外の就学援助の支給項目は
学用品費・通学用品費・校外活動費・クラブ活動費(中学生対象)・体育実技用具費
通学費・給食費・修学旅行費・医療費(学校病が対象)・オンライン学習通信費です。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

教育委員会事務局 子育て支援課 課長：島崎かおり 担当：武田幸一 電話：0269-82-3111（内線 162） ファクシミリ：0269-82-4121
